

して高い水準とはいえない実態です。

③その財源はどこからか。

特別の補助の対象を除けば、義務的経費として一般財源からの充当になります。

④職員が関与した金銭問題が未解決で、懲戒免職者まで出す事態の中で議案を上程した責任者として、町民に対して町長の説明を。

個別の特殊事例を取り上げて、関係のない他の全ての職員に、その責任を連帯責任といった形で負わせることは、条理的でないと考えます。

不祥事があったことは事実であり、行政という組織において、真摯に受け止めます。

今後とも職員一丸となり、町民の皆様にご理解いただけるよう職員の意識改革、財政の健全化を含め、更なる行政サービスに取り組んでいきます。

★新エネルギーの導入促進について

①特に小水力発電に関して、検討の結果いかん。

町内で2件の計画があり、調査等行いましたが、費用対効果等を勘案し、計画を中止という方向で検討しています。今後情報も収集し、見極めていきたいと思っています。

②住民・地域が出資する共同の小水力発電所を町として推進し、自助の町づくりを行うとはどうか。

発電所の整備に際しては、安定した水量の確保の問題、場所の選定、土地の確保の問題等様々な課題が考えられます。また、ランニングコストも有資格者の確保等の問題も考えられます。

地域の動向等を踏まえ、考えていきたいと思っています。

★上齋原・奥津・富地域にまたがる森林・水源地域をユネスコ「エコパーク」に登録申請をしてはどうか。

正式名称は「生物圏保存地域」と呼ばれ、同じくユネスコが登録認定を行う「世界自然遺産」が顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的に対し、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、自然と人間の共生に重点が置かれている、より親しみのある制度と認識します。

国内では本年6月現在で7か所「志賀高原」「白山」「大台ヶ原・大峰山」「屋久島」「綾」「口見」「南アルプス」が登録され、いずれも著名な自然保護地帯です。

登録の基準は、生物圏保存地域審査基準があり、町全域のみならず、周辺地域と連携して、自然との共生のモデルとしての基盤整備も必要であり、保全管理を自主的計画的

に行う組織体制等の整備への対応も必須です。

我々が先祖から受け継いだこの雄大な自然は、当然次世代へ引き継がなければいけません。我々の地域に合わせた制度等を活用し、町民全体で保全等を検討していきたいと思っています。

★小規模企業振興基本法に關して町の取り組みは。

経済発展の原動力の源は小規模企業であり、これから町を活性化させるには、この小規模企業の育成が大変重要と考えます。

町には特色ある産品や伝統、観光資源など「地域の資源」が豊富にあります。そしてそこに町の成長の可能性があると考えます。

町商工会等と十分な協議を行い、国や県と協力し、高い技術力を有する、また地域資源を活かし新たなビジネスを展開する町内の中小・小規模事業者を支援していきたいと思っています。

★保育現場での臨時職員の待遇改善について。

町職員の臨時職員が占める割合が高いことは、認識しています。

しかし、どの業務にどのような任用・勤務形態の職員を充てるかは、基本的には自治体のおかれている状況で判断されるべきです。組織において、最適と考える任用、勤務

形態の人員構成を実現することにより、最小のコストで最も効率的な行政サービスの提供を行うことが重要だと考えます。

保育現場では定員適正化計

平成27年1月会議

(1月26日)

1月会議が開かれ、条例について審議されました。議決された案件の概要をお知らせします。

条例の制定

▼鏡野町農業機械等導入支援基金条例の制定について

：農地の遊休化防止、農業生産体制の構築及び地域農業の活性化等を図ることを目的として、農業者等が行う農業機械等導入に要する経費を支援する必要があるため。公布の日から施行。

(原案可決)

条例の改正

▼鏡野町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

：非常勤の特別職の職員のうち、地区連絡員の報酬額並びに新たな委員(環境衛生委員)の名称及び報酬額について改正する必要があるため。平成27年4月1日から施行。

(原案可決)

画に基づき、年次計画のもとここ数年、数名ずつ採用しています。

今後は再任用制度の活用、更には、任期付職員制度の導入など検討を加えていきます。

▼鏡野町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

：富学区放課後児童クラブの開設に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。平成27年4月1日から施行。

(原案可決)

▼鏡野町下水道条例の一部改正について

：平成26年11月19日に下水道法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用。

(原案可決)

意見書の提出

米の需給・価格安定対策を求める意見書の提出
内閣総理大臣・農林水産大臣・衆議院議長・参議院議長へ提出

